



特251

390

十年九月



宗 教 法 令 拔 萃

愛知縣神道一致會

始





昨年九月講習會ノ節各位へ配布致シマシタ法令抜萃ハ調査ノ結果誤植アル事ヲ發見致シマシタ  
カラ今回講習録ノ發行ト共ニ校正改版ノ爲シ誤植ヲ訂正シテ再發行致シマシタカラ本書ヲ基本  
トシテ御研究ヲ願ヒマス。

### 神道各派 教會長各位

### 愛知縣神道一致會

## 目次

宗教事務所管沿革大要.....	一	神佛道教會所規則.....	八
大日本帝國憲法.....	一	神佛道教會所規則施行細則.....	一〇
文部省官制.....	一	教務所說教所取扱方ノ件.....	三
文部省分課規定.....	二	教會講社ニ神社名ヲ冠スルヲ得サル件.....	三
地方官官制.....	三	教務所說教所名稱ハ寺院ニ擬似スルモノヲ避ケシムル件.....	三
教職ヲ廢シ教宗派ヲ取締リ管長ニ委任ノ件.....	三	廢止ノ姿ニアル教會說教所ハ設立許可ヲ取消シ管長へ通告方 ノ件.....	三
懲戒ノ赦免ハ教規宗制ニ依ルヘキ件.....	五	教會所說教所等ニ於テ衆庶ニ參拜セシムルヲ得サル件.....	四
管長身分取扱方ノ件.....	五	同 件.....	五
他派ノ教師タリシ者補命ノ際注意ノ件.....	五	教會所說教所等ノ葬儀ニ關スル件.....	五
教師檢定試験ヲ行フトキ地方廳へ報告ノ件.....	六	教會所說教所等ノ守札神床ニ關スル件.....	五
教師檢定試験ニ臨監セシムヘキ件.....	六	同 件.....	六
神道教師神社ノ祭祀ヲ執行スルヲ得サル件.....	六	教會說教所ノ祭典法用等ノ件.....	六
教師住職ノ犯罪者又ハ行政上妨害者ハ處分方管長ニ照會スヘ キ件.....	七	同 件.....	七
教師裁判確定ノ際ハ通知ノ件.....	七	教會所ニ於テ結婚式舉行差支ナシ.....	七





回 答.....	警察犯處罰令.....	二五
教會所ニ幼稚園併置差支ナシ.....	神佛道教會所敷地ノ登録稅ノ件.....	二六
回 答.....	市 制.....	二六
民家ニ於ケル一時ノ説教ハ届出ヲ要セサル件.....	町 村 制.....	二六
教宗派所屬教師神社ニ於テ布教スルヲ得サル件.....		
梓巫市子並憑祈禱狐下ケ等ノ所業禁止ノ件.....		
禁厭祈禱ヲ以テ醫藥ヲ妨クル者取締方ノ件.....		
禁厭祈禱ハ醫師診斷施療中ノ者ニ限ル件.....		
社寺ノ守札神佛號記載ノ畫像ハ其社寺ノ外出版ヲ許ササル件.....		
神符神札祈禱札等授與ニ關スル件.....		
回 答.....		
社寺ノ守札及神佛號記載畫像ノ件.....		
回 答.....		
歌舞音曲停止中ニ於ケル神佛定式ノ音樂ニ關スル件.....		
文部大臣ノ主管ニ屬スル法人ノ設立及監督ニ關スル規程.....		
宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ヲ目的トスル法人ノ設立等ニ關スル規程.....		

宗教事務所管沿革大要

◎明治三年七月民部省ニ社寺掛ヲ置キ閏十月寺院寮ト改ム◎四年七月民部省ヲ廢シ大藏省ニ社寺課ヲ置ク◎五年三月大藏省社寺課ヲ廢シ教部省ヲ置ク◎明治十年一月教部省ヲ廢シ内務省ニ社寺局ヲ置キ卅三年四月社寺局ヲ廢シ神社局宗教局ヲ置ク◎大正二年四月内務省宗教局ヲ廢シ文部省ニ宗教局ヲ置ク

大日本帝國憲法 (明治二十二年二月十一日)

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

文 部 省 官 制 (明治三十一年十月二十二日 勅令第二七九號)

第一條 文部大臣ハ教育學藝及宗教ニ關スル事務ヲ管理ス  
 第四條 文部省ニ左ノ七局ヲ置ク  
 專 門 學 務 局  
 普 通 學 務 局  
 實 業 學 務 局



社會教育局  
思想局  
圖書局  
宗教局

第六條ノ五 宗教局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、神佛各派寺院宗教ノ用ニ供スル堂宇其他宗教ニ關スル事項
- 二、國寶保存ニ關スル事項
- 三、僧侶及教師ニ關スル事項
- 四、史蹟、名勝、天然記念物保存ニ關スル事項

### 文部省分課規程 (大正二年六月十八日 文部省訓令)

第七條 宗教局ニ宗務課保存課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

宗務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、教派、宗派、教會、僧侶、教師其他宗教ニ關スルコト
- 二、寺院佛堂ニ關スルコト

三、法人ニ關スルコト

保存課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、國寶保存ニ關スルコト
- 二、史蹟名勝天然記念物保存ニ關スルコト
- 三、重要美術品ノ保存ニ關スルコト
- 四、他課ニ屬セサル事務

### 地方官官制 (大正十五年六月四日 勅令第一四七號)

第十五條 學務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 二、社寺及宗教ニ關スル事項

### 教導職ヲ廢シ教宗派ノ取締ヲ管長ニ委任ノ件 (明治十七年八月十一日 太政官布達第十九號)

自今神佛教導職ヲ廢シ寺院ノ住職ヲ任免シ及教師ノ等級ヲ進退スルコトハ總テ各管長ニ委任シ更ニ左ノ條件ヲ定ム

第一條 各宗教濫リニ分合ヲ唱ヘ或ハ宗派ノ間ニ爭論ヲナスヘカラス



第二條 管長ハ神道各派ニ一人佛道各宗ニ一人ヲ定ム可シ

但事宜ニ因リ神道ニ於テ數派聯合シテ管長一人ヲ定メ佛道ニ於テ各派管長一人ヲ置クモ妨ケナシ

第三條 管長ヲ定ムヘキ規則ハ神佛各其教規宗制ニ因テ之ヲ一定シ内務卿ノ認可ヲ得可シ

第四條 管長ハ各其立教開宗ノ主義ニ由テ左項ノ條規ヲ定メ内務卿ノ認可ヲ得可シ

一、教 規

一、教師タルノ分限及其稱號ヲ定ムル事

一、教師ノ等級進退ノ事

以上神道管長ノ定ム可キモノトス

一、宗 制

一、寺 法

一、僧侶竝ニ教師タルノ分限及其稱號ヲ定ムル事

一、寺院ノ住職任免及教師ノ等級進退ノ事

一、寺院ニ屬スル古文書寶物什器ノ類ヲ保存スル事

以上佛道管長ノ定ム可キモノトス

第五條 佛道管長ハ各宗制ニ依テ古來宗派ニ長タル者ノ名稱ヲ取調ヘ内務卿ノ認可ヲ得テ之ヲ稱スルコトヲ得

右布達候事

懲戒ノ赦免ハ教規宗制ニ依ルヘキ件 (明治三十年十月十八日神佛各管長へ) (内務省訓令第九三一號)

教規宗制等ニ依リ懲戒シタル者ニ對スル赦免ハ教規宗制等本大臣ノ認可ヲ經タル規則ノ明文ニ依ルニアラサレハ之ヲ行フ

コトヲ得サル儀ト心得ラルヘシ

右訓令ス

管長身分取扱方ノ件 (明治十七年八月十一日神佛各宗派一般へ) (太政官布達第六十八號)

管長身分ノ儀ハ總テ勅任官取扱ノ例ニ依ル

右相達候事

他派ノ教師タリシ者補命ノ際注意ノ件 (大正八年六月七日 神道十教派管長へ) (宗教局通牒發宗三七號)

教規教則ニ依リ部下ノ教師ヲ補命セラルルハ固ヨリ其ノ處ナルモ教派中無試験檢定(認定)ニ依リ神道他派ノ教師タリシ者ヲ任用スル場合ニ往々履歷書ニ虛偽ノ記載アルモノアリ事後ニ至リ調査ノ結果曩ノ補命ヲ取消スコト少ナカラス本人ノ不都合ハ申スニ及ハス教派ニ於テモ證衡粗漏ノ嫌有之其體面ニモ關スルコト不尠儀ト被存候依テ右等ノ場合ニハ特ニ各派



ヲ通シ任用手續ヲ慎重ニシテ其採用前一々志望者ノ前所屬教派管長ヘ照會ノ上其回答ニ依リ眞實ト認メ得ヘキモノニ限リ任命セララルコトニ御取扱一定相成度且其補命報告ニハ必ス前段回答書添付相成様致度依命此段及通牒候也

教師檢定試験ヲ行フトキ地方廳ヘ報告方ノ件

(明治三十九年五月二十一日 神道各管長ヘ)  
(内務省訓令第三八五號)

教派ニ於テ教師檢定試験ヲ行フトキハ試験場所所在地方廳ノ職員ヲシテ臨監セシムルコトアルヘキニ付試験ヲ行ハントスルトキハ試験場及時日ヲ當該地方長官ニ報告スヘシ  
右訓令ス

教師檢定試験ニ臨監セシムヘキ件

(明治三十九年五月二十一日 道廳府縣ヘ)  
(内務省訓令第三八五號)

神道各教派ニ於テ教師檢定試験ヲ貴管内ニ行フトキハ當該管長ヨリ豫メ其ノ試験ノ場所及時日ヲ貴官ニ報告スヘキニ付其報告ニ接シタルトキハ臨機適當ナル吏員ヲ派シ臨監セシムヘシ  
右訓令ス

神道教師神社ノ祭祀ヲ執行スルヲ得サル件

(明治三十七年九月二十八日 神道各派管長ヘ)  
(宗教局通牒宗甲第二四號)

神社ノ祭祀ハ其神社ニ奉仕ヲ命セラレタル神職ノ外執行スルコトヲ得サルモノニ候處、近來神道各派ノ教師中往々氏子總代人等ヨリノ依頼ニ應シ神社ノ祭典ヲ執行スル者有之哉ノ趣右ハ不都合ノ至リニ候條派内教師ニ諭告シ右等ノ行爲無之様御取締相成度依命此段申入候也

教師住職ノ犯罪者又ハ行政上妨害者ハ處分方管長ニ

照會スヘキ件 (明治二十年一月六日 道廳府縣ヘ)  
(内務省訓令第一號)

神佛教師及寺院住職タル者犯罪ノ處分ヲ受ケ若クハ行政上妨害ノ行爲アリト認ムルモノハ相當處分方直チニ該管長ヘ照會スヘシ

教師裁判確定ノ際ハ通知ノ件

(明治三十五年十月二十七日 府縣ヘ)  
(宗教、神社局通牒宗甲第二九號)

神職又ハ住職若クハ神佛教師ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルモノアルトキハ其處分ヲナシタル裁判所ヨリ其都度貴官ヘ報告スヘキ旨今般司法省ヨリ裁判所ヘ訓令相成候

- 一、家資分散若クハ破産ノ宣告ヲ受ケ其裁判確定シタルトキ及復權ノ裁判確定シタルトキ
  - 二、剝奪公權若クハ停止公權ヲ附加スヘキ重罪輕罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケ其裁判確定シタルトキ
- 右爲御心得依命及通牒候也



## 神佛道教會所規則

(大正十二年七月二十四日)  
(文部省令第三二號)

八

- 第一條 本令ニ於テ教會所トハ何等ノ名稱ヲ用ウルニ拘ラス繼續シテ神道又ハ佛道ノ教義ヲ宣布シ又ハ其ノ儀式ヲ執行スルコトヲ目的トスル設備ニシテ、祠宇、寺院又ハ佛堂ニアラサルモノヲ謂フ
- 第二條 教會所ヲ設立セントスルトキハ神佛道教宗派ノ管長又ハ教師ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ
  - 一、名 稱
  - 二、所 在 地
  - 三、所屬教宗派ノ名稱
  - 四、奉齋主神又ハ安置佛ノ稱號
  - 五、擔任教師ノ氏名及資格
  - 六、設立費用及其ノ支辨方法
  - 七、管理及維持ノ方法
  - 八、役員又ハ教徒若ハ信徒ノ總代ヲ設クルモノニ付テハ其ノ人員職務並選定方法
- 第三條 設立者ノ變更ハ當事者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ管長タル設立者ノ變更ハ十四日以内ニ地方長官ニ届出ツヘシ

前條第一號及第七號ノ變更ハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケ第五號及第八號ノ變更ハ十四日以内ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第四條 教會所ヲ合併シ若ハ之ヲ移轉セントスルトキハ第二條各號ノ事項ヲ具シ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ二以上ノ道府縣ニ涉ルトキハ合併先又ハ移轉先地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受ケ合併若ハ移轉ノ後十四日以内ニ舊所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ツヘシ

教會所ヲ廢止シタルトキハ設立者ニ於テ十四日以内ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第五條 第二條第三號及第四號ヲ變更セントスルトキハ更ニ設立ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 本令ニ依リ地方長官ニ提出スル文書ハ教徒又ハ信徒ノ總代アル場合ニ於テハ其ノ總代二名以上之ニ連署スヘシ前項ノ文書中教師ニ於テ提出スル許可申請ニ付テハ當該教宗派管長ハ其ノ意見ヲ附スヘシ

第七條 教會所ニ於テハ主神ヲ奉齋シ又ハ本尊ヲ安置シ教徒、信徒又ハ信徒タラントスル者ヲシテ之ヲ禮拜セシムルコトヲ得

第八條 教會所ニ於テハ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ際シ公衆ヲ參集セシムルコトヲ得

第九條 教會所ニ於テハ神社ニ模擬スル建築構造ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 教會所ニ於テハ神符護符ヲ配布スルコトヲ得ス但シ其ノ教徒、信徒又ハ信徒タラントスル者ニ對シテハ此ノ限

九



リニ在ラス

10

第十一條 教會所ニ於テハ門戸ニ其ノ名稱及所屬教宗派ヲ標示スヘシ

第十二條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ第二條乃至第四條ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一、法令ノ規定又ハ許可ノ條件ニ違反シタルトキ

二、公安ヲ害シ又ハ風紀ヲ紊亂スルノ虞アルトキ

第十三條 本令施行ニ關スル細則ハ地方長官之ヲ定ム

第十四條 本令ノ規定ハ専ラ葬儀執行ノ用ニ供スルモノニ關シテハ之ヲ適用セス

附 則

本令ハ大正十二年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ規定ニヨリ設立シタル教會所ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本令ニヨリ設立シタルモノト看做ス

### 神佛道教會所規則施行細則

(大正十二年九月十八日  
縣令第九十一號)

第一條 本則ニ於テ省令ト稱スルハ大正十二年七月文部省令第三十二號神佛道教會所規則ヲ謂フ

第二條 教會所ヲ設立セントスルトキハ省令第二條各號ノ外左記事項ヲ具スヘシ

一、敷地見取圖、建物平面圖

二、所屬教徒、信徒又ハ教徒、信徒タラントスル者ノ數

三、規約書

四、擔任教師ノ履歷書及戶籍謄本

第三條 教會所ヲ合併シ若ハ移轉セントスルトキハ省令第四條ニ依ルノ外第二條第一號第二號第四號ノ事項ヲ具スヘシ

第四條 所屬教宗派ノ名稱及奉齋主神又ハ安置佛ノ稱號ノ變更ヲナサントスルトキハ省令第二條各號ノ外第二條各號ノ

事項ヲ具スヘシ

第五條 教會所ヲ改築セントスルトキ若ハ擔任教師ヲ變更シタルトキハ十四日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

改築セントスルトキハ之カ改築費用及其支辨方法並第二條第一號ノ圖面ヲ添付スヘシ擔任教師變更ノトキハ其理由ヲ詳

記スルノ外第二條第四號ノ書面ヲ添付スヘシ

第六條 教會所ニ於テハ金圓物品出納簿並財產原簿ヲ備ヘ置キ其收入支出及現在高ヲ明確ニ記載スヘシ

第七條 教會所ニ於テハ教徒、信徒名簿ヲ備付ヘシ

第八條 知事ハ必要アリト認ムルトキハ教會所ノ名稱又ハ規約ノ變更祭典法要ノ停止ヲ命ジ或ハ神符守札ノ配布並物品

ノ授與ヲ禁スルコトアルヘシ



第九條 本令ニ依リ知事ニ提出スル文書ハ郡市(名古屋市ニ在リテハ區長)町村長ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 教務所說教所取扱方ノ件

(明治十八年二月六日 社寺局通牒本局第一二號 府縣へ)

客年當省乙第三十七號及第三十八號達相成候處從前當省ニ於テ取扱之例等左記之通ニ有之候條爲御心得此段及通知候也

一、(省 略)

一、祠宇ハ寺院ノ如ク宗教部内ニ屬スルモノニシテ即十五年當省乙第四號達ニ據リ出願許可ノモノニ限ル仍テ縱令教會講社ノ事務ヲ執リ亦ハ說教ヲ行フモ別ニ認可ヲ要セサルモノトス

但殊ニ教會講社名ヲ唱ヘ信徒ヲ結集スルモノハ更ニ出願ヲ要ス尤モ寺院ト雖モ本項ニ準ス

一、教務所、說教所等ハ一般社寺ト異ナレハ永續資本等ノ調査ヲ要セス且地所建物等他人ノ所有ニ係ルト雖トモ其所有主ノ貸與證寫シテ添フル歟亦ハ所有主連署ヲ以テ願出レハ妨ケナシ

一、同上出願手續キハ信徒若シクハ講中總代及擔任教師連署ノ書面へ管長添書ノ上圖面ヲ添へ願出ルモノトス但管長ヨリ直チニ願出ルモ妨ケナシト雖トモ其手續ハ木文ニ據ルヘシ

一、教會講社ノ名稱而已許可ヲ得信徒ヲ結集セント欲スルモノニシテ教師ノ願ニ係ルハ管長ヲシテ添書セシメ管長ノ願ニ係ルハ受持教師ヲ定メ連署セシムルモノトス

一、教務所說教所ニ於テ殊ニ神殿若クハ堂宇等ヲ設ケ社寺ニ模擬スルモノ亦ハ府縣國名ヲ冠スルモノ及官衙ノ稱呼ニ做フモノ其他不穩當ト視認ムル向ハ許可セサルコトアリ

一、同上ニシテ他管内ヨリ移轉スルモノハ更ニ取設ノ手續ヲ履マシムルモノトス  
(備考) 明治十五年內務省乙第四號達ハ主神ヲ鎮祭シ其教徒ノ葬儀ヲ執行スル等ノ爲メ祠宇建設願出方ノ件ナリ

### 教會講社ニ神社名ヲ冠スルヲ得サル件

(明治二十一年四月十七日 道廳府縣 沖繩縣 社寺局通牒本局第五五號)

教會講社ト神社附屬講社トハ區別有之ニ付教會講社ニシテ神社名ヲ冠スル儀ハ不穩當ナルノミナラス終ニ夫カ爲神社ノ收入ニ影響ヲ及ホス様相成候ニ付右等ノ分ハ十八年本局第一一號御通知第六項ニ包含ト御視認御聽許不相成方ト存候爲念此段申進候也

### 教務所說教所名稱ハ寺院ニ擬似スルモノヲ避ケシムル件

(大正二年六月二十三日 道廳府縣 大阪府兵庫縣 宗教局通牒兵宗第一號)

明治十七年乙第三十八號達ニ依リ御取扱可相成教務所說教所ニシテ間々其名稱ヲ何寺出張所ト稱スルモノモ有之哉ノ趣ニ



有之候處此等教務所說教所ニ對シテハ其實質即教務所說教所タルコトヲ表示スヘキ相當名稱ヲ定メラレ何寺出張所ト稱スルカ如キ寺院ニ擬似セル名稱ハ之ヲ避ケシメラレ候方整理上可然儀ト存候間右ニ御了知相成度此段及通牒候也

### 廢止ノ姿ニアル教會說教所ハ設立許可ヲ取消シ管長へ

通告方ノ件 (明治三十八年五月二十九日 道廳府縣へ)  
(宗教局通牒宗甲第一〇號)

神道各派ニ屬スル教會說教所等ノ類ニシテ當該擔任教師ノ死亡又ハ欠員ノ儘後繼者ナキ等ノ理由ニ依リ事實上廢止ニ歸シ居ルモノ少ナカラサル様相聞候處帳簿上ニ於テハ依然教會說教所トシテ存在シ往々不都合ノ儀モ有之候間追々御調査ノ上事實廢止ノ姿ニ屬シ居ルモノハ舊教部省又ハ本省ノ許可ニ係ルト否トヲ問ハス設立許可ヲ取消候様御處理相成度此段及通牒候也

追テ本文ノ如ク設立許可ヲ取消サレタル場合ニハ所屬管長へ其旨通告相成様致度此段申添候也

### 教會說教所等ニ於テ衆庶ニ參拜セシムルヲ得サル件

(明治十四年十月三日 府縣へ)  
(內務省達乙第四八號)

別紙戊第三號之通 (神道副總裁へ) 相達候條此旨爲心得相達候事

別紙(次載)

### 同 件 (明治十四年十月三日 神道副總裁へ) (內務省達戊第三號 神佛各管長へ)

教院教會說教所等ニ於テ葬祭ヲ執行シ或ハ平素衆庶ニ參拜セシムル等神社寺院ノ所爲ニ倣フモノ有之候テハ不都合候條心得違無之様可爲致此旨相達候事

### 教會說教所等ノ葬儀ニ關スル件 (明治十八年五月二十三日 府縣へ) (社寺局通牒社甲第一〇二號)

昨十七年太政官第二十五號ヲ以テ墓地及埋葬取締規則布達相成候處神佛教院教會說教所等ハ規則第六條家屋構内ニ含蓄シタル儀ト御心得可有之此段申進候也

【參照】墓地及埋葬取締規則 (明治十七年十月四日 太政官布達第二十五號)

第六條 葬儀ハ寺堂若シクハ家屋構内又ハ墓地若クハ火葬場ニ於テ行フヘシ

### 教會說教所等ノ守札神床ニ關スル件 (明治二十六年一月二十四日 神道各管長へ) (社寺局通牒社甲第一號)

神道布教ノ要ハ各其主祭スルトコロノ神徳ヲ發揚シ人心ヲ感化スルニ在レハ教院教會說教所等ノ室内ニ神床ヲ設ケ主神ヲ鎮祭シ其教徒若クハ信徒ニ限リ拜禮セシムルハ元來差支無之ト雖モ平素衆庶ニ參拜セシメ又ハ一般へ守札ヲ配布ス



ル等神社ニ紛敷所爲ハ不相成管ニ有之就テハ倭陋ノ町屋等ニ教院教會所講社設教所等ノ標札ヲ掲ケ僅ニ其名義ヲ有スルカ爲メニ神床ヲ設ケ主神ヲ鎮祭シ教徒若クハ信徒ニ托シテ庶人ノ參拜ヲ招誘致スル等ノ心得違無之様末派ノ向々ハ厚ク注意可有之命ニ依リ此段申進候也

追而本文ノ如ク主神ヲ鎮祭スルハ教院等ノ存立セル間ニ限レル譯ナレハ移轉廢合等ノ際ハ直チニ神床ノ撤去ヲ要スル勿論ノ義ニ有之候條爲念此段申添候也

同 件 (同月同號 內務書記官通知 警視廳道廳府縣へ)

神道各派ニ屬スル教院教會所講社設教所ノ儀ハ十四年當省乙第四十八號及戊第三號達ノ通り平素衆庶ニ參拜セシメ又ハ一般へ守札配付等不相成ハ勿論神社ニ模擬スル裝飾ヲ爲シ庶人ノ參拜ヲ招誘スル所爲ノ如キモ神社ノ衰盛ニ影響ヲ及ホスノ嫌有之ニ付嚴重御取締可相成儀有之候得共元來神道布教ノ要ハ各其主祭スル所ノ神德ヲ發揚シテ人心ヲ感化スルニ在レハ其室内等へ神床ヲ設ケテ主神ヲ鎮祭シ教徒若クハ信徒ニ限り拜禮セシメ候儀ハ不差支筋ニ有之候條彼是ノ區別ニ御注意ノ上御取扱相成度命ニ依リ此段申進候也

追テ本文ノ如ク主神ヲ鎮祭スルハ教院等ノ存立セル間ニ限レル譯ナレハ移轉廢合等ノ際ハ直ニ神床ノ撤去ヲ要スル勿論ニ有之候條爲念申添候也

教會說教所ノ祭典法用等ノ件 (明治二十八年三月一日 道廳府縣へ) (社寺局通牒社由第六號)

別紙ノ通り神道佛道各教宗派管長ニ通達相成候條右ニ依リ嚴重御取締有之度命ニ依リ此段及通牒候也

別紙(次載)

同 件 (同月 神佛各管長へ)

教院教會所又ハ說教所ニ於テ其祭神若クハ安置佛ノタメニスル場合ノ外ハ祭典法用ヲ執行スルコトヲ得ス且其祭典法用ノ時タルト平時タルトヲ問ハス社寺及祠宇ニ類似スル裝飾ヲナシ衆庶ヲ參拜セシムル等ハ不相成儀ニ有之又教師ハ教院教會所又ハ說教所ニ居住スル者ノ外ハ自宅ニ多衆ヲ集メ說教ヲナスヲ得サル次第ニ有之候條不都合ノ行爲等無之様派内へ通達ノ上嚴重取締有之度命ニ依リ此段及通牒候也

教會所ニ於テ結婚式舉行差支ナシ (大正十五年五月二十八日 京都府照會高秘第八二四號)

輒近神社又ハ寺院等ニ於ケル所謂神佛前結婚舉式ノ流行トナリ該神社寺院ニ在リテハ之カ爲相當ノ收入ヲ得ル關係上之ヲ歡迎スルノ實況ニ在リ然ルニ一面神佛道教會所ニ於テモ最近之カ試ヲ爲サムトスル者發生シ各教會所ニ於テモ若シ之カ公許アルニ於テハ續々執行セントスルノ傾向アリ然レトモ之レカ流行ノ結果ハ裏面諸種ノ弊害ヲ醸スノ虞アリ本件ニ關シテハ明治十四年十月內務省達乙第四八號戊第三號達示ノ次第モ有之之ヲ默認シ差支ヘナキヤ何分ノ御意見承知致度此段及稟議候也



回 答 (大正十五年七月十日 宗教局、内務省警保局回答京宗五五號)

五月二十八日附高秘第八二四號御照會ノ神佛道教會所ニ於テ結婚式ヲ舉行スルコトハ別段差支無之儀ト存ス右御了知相成度

教會所ニ幼稚園併置差支ナシ (昭和五年七月四日 愛知縣同社兵第一三五一號)

管内神佛道教會所並神佛道以外ノ宗教ニ屬スル教會所等ニ於テ其ノ布教傳道ニ支障ナキ時ニ於テ該建物ヲ舉ケテ幼稚園ニ利用セントスル者有之候處右ハ之ヲ認容相成可然哉差シ懸リタル事件有之候條至急何分ノ御指示相成度此段及御伺候也

回 答 (昭和五年七月十二日 宗教局普通學務局回答愛宗一四號)

本月四日附社兵第一三五一號御照會ノ教會所ニ幼稚園併置ノ件ハ別ニ差支無之ト存ス此段及回答候

民家ニ於ケル一時ノ說教ハ届出ヲ要セサル件

(明治二十三年十二月二十七日 神佛各管長へ) (内務省訓第八九四號)

神佛說教所ノ外人民家屋等ニ於テ一時說教執行ノ向ハ其都度所轄警察署へ届出シムヘキ旨明治二十二年訓第六二五號及訓令候處自今該届出ヲ要セス

教宗派所屬教師神社ニ於テ布教スルヲ得サル件

(明治三十一年二月二十二日 道廳府縣へ) (社寺局通牒管乙第二四五號)

教宗派ニ屬スル教師ニシテ神社ニ於テ布教ヲ爲ス者往々有之哉ニ相聞エ候處右ハ神社ヲ以テ宗教ニ混同スルノ嫌アリ神社ノ管理上甚タ不都合ニ候間以後神社ニ於テ右等ノ所業無之様取締方特ニ注意有之度命ニ依リ此段申進候也

梓巫市子並憑祈禱狐下ケ等ノ所業禁止ノ件 (明治六年一月十五日 府縣へ) (教部省達第二號)

從來梓巫市子並憑祈禱狐下ケ杯ト相唱玉占口寄等之所業ヲ以テ人民ヲ眩惑セシメ候儀自今一切禁止候條於各地方官此旨相心得管内取締方嚴重可相立候事

禁厭祈禱ヲ以テ醫藥ヲ妨クル者取締方ノ件

(明治七年六月七日 神道諸宗管長へ) (教部省達乙第三十三號)



禁厭祈禱等之儀ハ神道諸宗共人民ノ請求ニ應シ從來ノ傳法執行候ハ元ヨリ不苦筋候處間ニハ之レカ爲メ醫療ヲ妨ケ湯藥ヲ止メ候向モ有之哉ニ相聞以ノ外ノ事ニ候抑「教導職」タルモノ右等貴重ノ人命ニ關シ衆庶ノ方向ヲモ誤ラセ候様ノ所業有之候テハ朝旨ニ乖戾シ政治ノ障礙ト相成甚以不都合ノ次第ニ候條向後心得違ノ者無之様屹度取締可致此旨相達候事

禁厭祈禱ハ醫師診斷施療中ノ者ニ限ル件 (明治十五年七月十日 神道副總裁 內務省達戊辰第三號 神佛各管長)

禁厭祈禱ノ儀ニ付七年六月教部省乙第三十三號達之趣有之候處病者治療ノ際之カ爲メ投藥ノ時機ヲ誤リ候儀モ有之哉ニ相聞不都合候條今後信者ヨリ請求候節ハ先服藥之有無ヲ證明セシメ果シテ醫師診斷施療中ノ者ニ限り其望ミニ應シ不苦候條其旨屹度可相心得此段相達候事

社寺ノ守札神佛號記載ノ畫像ハ其社寺ノ外出版ヲ許ササル件

(明治十五年十月十八日府縣 內省務達乙第五十五號)

神社寺院之守札ト可認モノ及神佛號ヲ記載セル畫像ハ其神社寺院ノ外出版不相成儀ト可心得此旨相達候事但從前屆濟ノ分ト雖モ本文ニ牴觸シ不都合ト認ムル場合ニ於テハ更ニ申出ツヘシ

神符神札祈禱札等授與ニ關スル件 (明治二十八年六月十二日 神奈川縣照會內秘第一六號)

神符神札祈禱札等授與ノ義ハ神社寺院ノ外神佛教務所說教所ハ勿論祠宇ニ於テハ該信徒ノ請願ト雖モ授與不相成義ニ候哉御意見承知致度此段及御照會候也

回 答 (同年九月十八日 社寺局回答局第二二號)

祠宇又ハ神佛教務所等ニ於テ神符神札祈禱札等授與ノ義ニ關シ內秘第一六號ヲ以テ御照會ノ趣了承神社寺院ノ守札及神佛號ヲ記載セル畫像ヲ神社寺院以外ニ於テ出版不相成義ハ明治十五年當省乙第五十五號達ノ通ニ付祠宇又ハ教務所等ニ於テ之ヲ出版シ一般ニ配布スル等ノ所爲ハ固ヨリ不相成筋ニ有之候ヘ共所屬教徒又ハ定マル信徒等ノ要請ニ任セ教規宗制上ニ規定セル神符(即乙第五十五號ニ)ヲ授與候義ハ不苦方ニ有之候條明治二十六年一月二十四日付甲第一號內務書記官通牒教院等ヘ主神鎮祭ノ振合ヲ以テ適宜御取締相成可然ト存候依テ此段及回答候也

社寺ノ守札及神佛號記載畫像ノ件 (大正十年四月八日 香川縣照會一〇甲社第一〇八號)

明治十五年十月乙第五十五號並明治三十七年社甲第二〇號ヲ以テ神社寺院ノ守札及神佛號記載セル畫像出版ニ關スル件中



神佛號ト稱スルハ其畫像名ヲ指シタル義ト存候然ラハ弘法大師ノ畫像ヲ畫キ其ノ佛號タル弘法大師ト記載ナキモノハ一見弘法大師又ハ不動明王ナルコト明瞭ナルモノト雖個人ニ於テ發賣頒布支障ナキ義ニ候哉何分ノ御回報相成度候

回 答 (大正十年七月一日 宗教神社警保局回答香宗一〇號)

本年四月八日附一〇甲社第一〇八號ヲ以テ御問合ノ社寺ノ守札及神佛號ヲ記載セル畫像ニ關スル件ハ別ニ神佛號ノ記載ナシトスルモ其畫像ニシテ一見神佛號ノ自然明瞭ナルモノハ均シク御取締相成可然ト存候

歌舞音曲停止中ニ於ケル神佛定式ノ音樂ニ關スル件

(大正元年八月二十九日 警視廳道廳府縣へ) (宗教、警保、神社局通牒宗第一〇七號)

歌舞音曲停止相成候場合ニ於テモ神社ノ神樂及佛事定式ノ音樂ヲ奏スルコトハ停止ノ限ニ無之儀ト既ニ御承知ノコトト存候得共先般歌舞音曲停止ニ方リ佛事定式ノ音樂ヲ差止メラレ候向モ有之ヤニ聞及候ニ付テハ明治三十年一月十八日付通牒ノ趣旨ニ準シ可然御取締相成度爲念此段及通牒候也

文部大臣ノ主管ニ屬スル法人ノ設立及監督ニ關スル規程

(明治三十二年八月十六日) (文部省令第三十九號)

第一條 民法第三十四條ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ得テ社團又ハ財團ヲ法人ト爲サムトスルトキハ其ノ設立者ニ於テ社團ニ在リテハ定款、資産ノ總額及社員ノ員數、財團ニ在リテハ寄附行爲及資産ノ總額ヲ具シ申請書ヲ文部大臣ニ差出スヘシ

第二條 法人ノ設立者及法人ヨリ文部大臣ニ差出スヘキ書類ハ總テ其ノ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スヘシ 地方長官ニ於テ前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ詳查ノ上意見ヲ附シテ進達スヘシ

第三條 法人ハ其ノ設立ノ許可若ハ民法施行法第十九條ノ認可ヲ得タルトキハ左ニ掲クル事項ヲ遲滞ナク地方長官ニ報告スヘシ其ノ第一號及第二號ノ事項中ニ變更ヲ生シタル場合亦同シ

- 一、定款又ハ寄附行爲
- 二、理事及監事ノ氏名、住所
- 三、財産目錄及社團法人ニ在リテハ社員ノ員數

第四條 教育會ヲ除ク外法人ハ毎年三月末ノ調査ニ依リ翌月中ニ財産目錄ヲ添付シ左ニ掲クル事項ヲ文部大臣ニ報告スヘシ但特ニ事業年度ヲ設クルモノハ年度末ノ調査ニ依リ其ノ年度ノ終ヨリ三十日以内ニ之ヲ報告スヘシ

- 一、法人ノ目的タル事業ノ狀況
- 二、前年中ノ處務ノ要件
- 三、前年ノ經費收入支出金額及其ノ費目



社團法人ハ前項ニ掲ケタル事項ノ外社員ノ員數ヲ報告スヘシ

法人タル學校ニ於テハ第一項第一號及第二號ノ事項ハ之ヲ報告スルヲ要セス

第五條 (削除)

第六條 (削除)

第七條 地方長官ハ法人ニ於テ民法第七十一條又ハ民法施行法第二十三條ニ該當スル行爲アリト認メタルトキハ其ノ事由ヲ詳具シテ文部大臣ニ報告スヘシ

宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ヲ目的トスル法人ノ設立等ニ關スル規程 (明治三十三年八月一日) (內務省令第三十九號)

第一條 宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ヲ目的トスル社團又ハ財團ヲ法人ト爲サムトスルトキハ設立者ハ定款又ハ寄附行爲ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ差出スヘシ

- 一、宗教ノ名稱及所屬教派宗派ノ名稱
- 二、儀式及布教ノ方法
- 三、布教者ノ資格及選定方法
- 四、信徒ト法人トノ關係

五、信徒及社員タルヘキ者ノ員數

六、宗教ノ用ニ供スル堂宇、教會所、會堂、説教所又ハ講義所ノ類ヲ備フルモノニ在リテハ其名稱、所在地及設立許可ノ年月日

第二條 前條ノ法人カ前條第一項第一號又ハ第四號ノ事項ヲ變更シタルトキハ直ニ届出ツヘシ

第三條 第一條ノ法人カ第一條第一項第二號又ハ第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ直ニ認可ヲ受クヘシ

前項ノ規定ニ違背シタルトキハ民法第七十一條ニ依リ其設立ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第四條 本令ニ依リ書面ヲ差出ス場合ニ於テ神佛道ノ教派又ハ宗派ニ屬スルモノニアリテハ凡テ管長ノ添書ヲ付スヘシ

警察犯處罰令 (明治四十一年九月二十九日) (內務省令第一六號)

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

- 一、合力、喜捨ヲ要請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者
- 三、濫ニ寄附ヲ強制シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品、入場券等ヲ配布シタル者
- 九、祭事、祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
- 十七、妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱、符呪等ヲ爲シ若ハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者
- 十八、病者ニ對シ禁厭、祈禱符呪等ヲ爲シ又ハ神符神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ケタル者
- 二十八、濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺道路公園其他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者



三十三、神祠佛堂禮拜所墓所碑表形像其ノ他之ニ類スル物ヲ汚瀆シタル者

### 神佛道教會所敷地ノ登録税ノ件

(明治四十二年九月二十五日 司法省民刑局回答民刑第八一五號 宗教局へ)

本年七月二十四日局第一號ヲ以テ神佛道ニ屬スル教會所等ノ敷地ニ係ル登記ノ登録税ニ關シ御照會ノ趣了承右ハ主神若クハ本尊ヲ奉齋安置スル爲メ建設シタル堂宇ノ敷地ニ係ル場合ニ限り御意見ノ通登録税法第十九條(第三號)ニ依リ免稅セラルヘキ儀ト思考致候此段及回答候也(但書略)

### 市

#### 制

(明治四十四年四月七日 法律六八號)

第二百一十一條(第二項)神社、寺院、祠宇、佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地並教會所說教所ノ用ニ供スル建物及其ノ構内地ニ對シテハ市税ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

### 町 村

#### 制

(明治四十四年四月七日 法律第六九號)

第一百一條(第二項)神社、寺院、祠宇、佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地並教會所說教所ノ用ニ供スル建物及其ノ構内地ニ對シテハ町村税ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

昭和十一年五月廿五日印刷  
昭和十一年五月三十日發行

非賣品

名古屋市中區塩付通七ノ六〇

編輯兼 發行人 鈴木 庫之助

名古屋市南區竹田町四ノ一〇

印刷者 田中 好夫

名古屋市南區竹田町四ノ一〇

印刷所 新光堂印刷工場

愛知縣社寺兵事課内

發行所 愛知縣神道一致會



終

53  
24